

相指名業者間の下請契約の承認基準見直し内容（施行期日：令和6年7月1日）

最終改正 令和7年2月1日

現在、建設業において「高齢化や労働人口の減少によって人材が不足し、長時間労働等が問題」になっています。

また、今年の4月からは、建設業の働き方改革が本格運用となり時間外勤務の規制が実施されたことにより、これまで以上に工事の分業化が進み下請率が高まる可能性がありますので、「相指名業者間の下請契約の承認基準」を緩和し、建設業が取り組んでいる働き方改革を支援するとともに、公共工事の下請においても地元企業を優先させ、循環型経済圏の実現に繋げるため改正するものです。

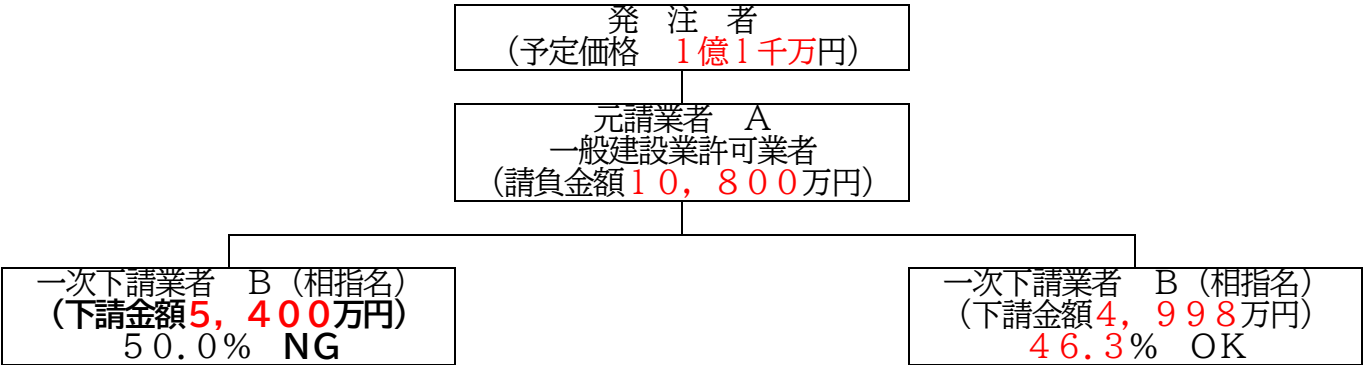
なお、改正後の「相指名業者間の下請契約の承認基準」は、令和6年7月1日以降に契約締結する工事から適用になります。

承認基準

現在の承認基準			⇒	見直し後の承認基準		
工事等の制限	市内業者数の制限	下請金額の割合		工事等の制限	市内業者数の制限	下請金額の割合
特殊かつ専門工事	2社以下	50%以下		無	無	50%以下
舗装又は区画線	—	30%未満				
水道工事 (口径75mm以上)	—	30%未満				
東日本大震災復興事業による人材不足等	—	30%未満				

※ 建設業法で5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の下請契約を締結できるのは、元請業者が特定建設業許可業者である場合と定められていますので、一般建設業許可業者は、下請金額の割合が受注金額の50%以下でも5,000万円以上の下請契約はできないことになります。

土木一式工事における相指名の事例



※下請金額の割合が「50.0%以下」ではあるものの、一般建設業許可業者が下請に出せる金額「5,000万円未満」を超えているためNG